

熊本県国民健康保険運営方針の 改定について (改定の背景、スケジュール等)

1 改定に係る背景

(1) 運営方針策定等の状況

- ・ 現行の国保運営方針（R3.4～R6.3）：R3.3月改定
⇒ 令和5年度に運営方針を改定する必要

(2) 国の動向

- ・ 医療費適正化計画や医療計画等との整合性の観点から、国保運営方針の対象期間を法定化（6年1期、3年目途で中間見直し）（R6.4月施行予定）
- ・ 都道府県国民健康保険運営方針策定要領を公表（R5.6月公表）

2 本日の運営協議会について（開催趣旨）

- 本日は、熊本県国民健康保険法施行条例第3条に基づき、国民健康保険運営方針の改定（案）について、県から諮問し、審議いただくことを目的とする。
- この改定（案）は現時点のものであり、本日、各委員から御意見をいただき、再度県が改定内容について市町村等と調整する。
- その上で、来年2月頃に、第2回運営協議会を開催し、修正した改定（案）を委員の皆さまに改めてお諮りし、答申をいただく予定。

3 今後の主なスケジュール（予定）

- ・ R5. 12月 改定（案）に対するパブリックコメント
- ・ R5. 12月 連携会議を開催し、市町村等と協議
- ・ R6. 2月 第2回熊本県国民健康保険運営協議会を開催し、修正した改定（案）の審議、答申
- ・ R6. 3月 県決裁により改定、公表